

明治期における秋田県での野球受容と統制について

森 田 信 博

An Acceptance and Control of Baseball in Akita in the Meiji Era

Nobuhiro MORITA

The purpose of this study was intended to investigate the diffusion, fixation and control of baseball in Akita in the Meiji era.

As the generalization of this study, I present following points.

- 1) Baseball was introduced by S.Hosoi from Tokyo first in 1885 in Akita. As continually holding baseball matches, "Champion flag" (from 1899) and "Charellenge cup" (from 1900), baseball was developed specially in public middle schools.
- 2) As result of Baseball Controversy baseball matches were discontinued among schools, "Bujutsu" were encouraged instead of these. Nevertheless the middle school student had a strong attachment for baseball.

はじめに

日本への野球の伝来については、様々な説があるが本稿では明治5年(1872年)、第一番中学校(明治6年に開成学校に改称)でH.ウィルソンが紹介した説を支持する。¹⁾ 明治4年から第一番中学校に赴任した外国人教師H.ウィルソンが、第一期生相手に「ノックあるいはバッティングの指導」をしたのが始まりで、翌明治6年秋「運動場開きの頃から試合」が行われるようになり、ますます盛んになっていく。²⁾ しかしそれ以前から外国人教師が全国に赴任していることから、野球用のボールやバットを用いてノックやキャッチボールなどの素朴な野球が紹介された可能性は極めて高いと考えられる。³⁾ その後野球は、新橋鉄道局の平岡熙の創設した「新橋アスレチック倶楽部」が最先端の野球チームとなり各学校の羨望と模範となっていた。明治10年代末からは東京の大学を中心に普及し特に一高の全盛期を迎える。明治20年前後から東京の学校で野球を覚えた教師や卒業生が各地方に普及させ、とりわけ師範学校で行

われるようになる。明治29年に一高が横浜外人倶楽部との試合に勝つといよいよ野球人気が高まって、当時各地に設立された中学校がその担い手となり対校試合が始まっていく。そして地方の有望選手がこぞって東京の私立大学に進むようになり一高に代わって、早稲田・慶応の時代がやってくる。各学校は海外遠征を行ってまで戦力、技術の向上をめざしたが一方でその過熱ぶりが批判の対象となり、選手、応援団の素行が問題視されながらも確実に組織化もすすみ、全国中等学校優勝野球大会、東京六大学野球リーグの基盤がつくられ黄金時代の大正期を迎えることになる。

このような中央での野球の発展に対して、秋田県ではどのような伝播・普及・定着を遂げていったのかを明らかにすることが本稿の課題となる。さらに「野球害毒論」に代表される野球に伴う弊害解決に対する秋田県の対処を検討する。そして欧米風の近代化を標榜し体育・スポーツの積極的な奨励と過度の自由主義、個人主義への傾倒の危機感が交差するなか、日清、日露の両戦争の勝利と日本古来の伝統への回帰を強める明治後半における秋田県での野球の位置づ

けを考察する。

1. 野球の伝播と対校競技会の開催

1. 秋田県への野球の伝播と普及

秋田県に野球を紹介したのは、若干の疑問を残しながらも、⁴⁾ 明治18年(1885年) 県立秋田医学校教師、細井修吾(薬学士)によってであるとされている。細井が東京より赴任した際に持ち合わせた野球のボール、バットなどの用具で、講義の傍ら休み時間を利用して医学校の校庭で生徒に手ほどきをしたのが、その始まりであった。そして翌19年、秋田中学校⁵⁾に赴任した英語教師、青木義教も同じように生徒に野球を教え、⁶⁾ すでにその年には、医学校と秋田中学校との野球試合が、医学校校庭で行われている。

秋田医学校は、財政難から二回の卒業生を出したのみで明治20年4月に廃校になっているが、秋田師範、秋田中学校では除々に野球が普及し、明治22年、旧藩主佐竹義生の来秋の際には秋田師範と秋田中学校との試合が行われている。⁷⁾

また他方、明治18年に秋田師範学校附属小学校で、体操の成績優秀で表彰されその副賞として手にした『戸外遊戯法』(坪井玄道、田中盛業編明治18年発行)から野球を学び没頭するようになった、⁸⁾ 桜田鐵之助は明治19年附属小学校から秋田中学校に進むが家庭の事情で明治20年11月にわずか1年余で退学し仙北郡峰吉川に帰省している。桜田は翌21年4月、若干17歳で荒川鉦山大盛小学校の代用教員となり野球も指導することになる。翌年、境村朝日小学校を経て、明治23年に刈和野小学校峰吉川分教場に訓導として赴任しさらに野球指導に熱中することになった。そして明治29年(1896年)、桜田は25歳で南檜岡小学校へ校長として赴任し、仙北地区はさらに野球が普及することになる。明治30年代になると仙北郡西部地区の小中学校では、「南檜岡の桜田鐵之助、峰吉川の千葉源之助、境(朝日)の今野吉五郎、刈和野の佐野惣八、北部地区では角館の菊地永治、長信田の高橋龍司、清

水の廣幡養助、田沢の生玉吉郎、生保内の古村萬之助、檜木内の田代赴夫」等が野球を指導していた。⁹⁾ なかでも峰吉川の千葉はのちに秋田県の労作教育の先駆者と呼ばれる様になり、¹⁰⁾ 桜田より四歳年下ではあったが校長同士ということもあり、良き理解者であると共にまさにライバルであった。『戸外遊戯法』による独学の野球もかなり本格的なものになっていたが、中馬庚の『野球』(明治30年発行)を早々に入手し最新の知識をもって野球指導にあたった。¹¹⁾ さらに明治32年には、南檜岡小学校に東京から富樫武治が代用教員として赴任してくる。富樫は東京数学院在学中に野球部に所属した経験を生かし、桜田とともに野球を自ら行うと共に指導に取り組むことになる。

これらの各学校での野球の盛り上がりを受けられるように、桜田が中心となり、千葉、富樫らの支援により、仙北郡西部地区の南檜岡、峰吉川、境、刈和野、神宮寺などの村落からなるチームをまとめ「仙北西部野球倶楽部」を誕生させ、チャンピオンフラッグ(優勝旗)を作る共に、明治32年(1899年)5月に第一回「チャンピオンフラッグ大会」を開催している。大会は春季と秋季の年二回開かれ、以後、近隣の六校から七校の参加校によって大会が開かれ、明治34年第六回大会までの記録が残されている。¹²⁾

明治5年(1872年) H.ウィルソンにより野球が紹介されて以来、東京を中心に平岡鯉が創設した「新橋アスレチック倶楽部」などの一般クラブや一高などの大学がその担い手として発展してきた野球も、明治20年代には除々に地方にも広まり「水戸・宇都宮両中学校よりはじめての中学同士の対戦(明治29年)、五高対山口高校の試合(明治30年)の様に、学校チームによる野球試合は各地で」¹³⁾ 開催されるようになり、「関西近県(明治34年)、東海五県連合(明治35年)、九州(明治36年)、茨城県下(明治37年)、山陰(明治39年)など」¹⁴⁾ のように中等、師範学校の交友会運動部の組織化と共に明治30年代後半に全国に広まっていった。このような普及状況の中で仙北郡西部地区での小学校野球チームの組織化と「チャンピオンフラッ

グ大会」の開催が、全国的にみていかに早期であったかが理解でき、全国で最も早い大会のひとつといえる。

さらに大会の名称ともなっている「チャンピオンフラッグ」については、秋田県知事で、後に大日本体育協会副会長になった武田千代三郎が「記勝旗 Champion flag」として「我が国運動会に始めて之を用いたのは先に述べたる明治17年旧東京大学三学部および医学部の総合競漕会の時」であったが、その場限りのものであって、「正式の記勝旗」は「ストレーンジ先生が自ら考察」した「明治20年の旧帝国大学運動会第一回の競漕会」のものであるとしている。¹⁵⁾ 上記の野球の普及状況から考え野球大会に持ち回りの「優勝旗」を授けるということも、仙北郡西部地区の野球大会は全国に先駆けたことと思われる。というのも、武田は「記勝旗」と並べて「挑戦杯 Challenge cup」にふれ、「我が国で此の挑戦杯を始めて懸賞したるは秋田県教育會の有志会員である。」¹⁶⁾ としている。後述するが、この「挑戦杯」は、武田自身の提唱したものであり、桜田の「記勝旗」も念頭にあったと思われるからである。

このように秋田県への野球の伝播と普及はまず秋田中学校、秋田師範を中心とした秋田市にはじまり桜田、千葉、富樫等が勢力的に指導を行った仙北、横手さらには、千葉が赴任していく大館へと広まっていくことになる。なかでも仙北地区での「チャンピオンフラッグ大会」は、全国的にみても極めて早い時期に中央の最新の野球知識と技術を導入し、¹⁷⁾ リーグ戦形式で対抗試合を行い、しかも優勝旗まで用意している点で注目に値する。

2. チャレンジカップ大会

(1) チャレンジカップ大会開催までの経緯

明治32年(1899年)4月に「始めてミットを用い新ボールを用ちふる野球を教えた」という馬上孝太郎¹⁸⁾が「高等師範学校卒業」とともに秋田師範に赴任し、師範の野球が本格的になっていく。さらに同年4月7日には、武田千代三郎¹⁹⁾が知事として赴任し、野球をはじめスポー

ツ全般が秋田県においておおいに盛り上がることになる。同年5月の終わりに、桜田鐵之助率いる南檜岡小学校が秋田へ野球遠征し中通小学校を破った後、秋田師範、秋田中学と試合を行っている。「小学児童が中等学校に試合を申し込む如きは甚だ異常の事であるが、其れほど当時の野球は幼稚であった。試合の結果は勿論中学、師範の勝利に帰したが、技術の巧は寧ろ南檜岡に在ったことは衆目の視る所一致した。」²⁰⁾と桜田自身は述べ試合内容から指導の確かさを感じていたようである。帰路の途中、境、荒川、峰吉川の小学校とも対戦している。

また桜田が「之に刺激せられて秋中、秋師大いに練習を積んだ。」とも述べるように、同年7月には秋田中学が南檜岡に遠征している。秋田中学校野球選手14名は「バット・ミットを負い脚絆襦衣(シャツ)の扮装にて」出発し、「強首大巻の広場」にて南檜岡倶楽部と試合を行い「雨の中で悪戦苦闘の末、勝利を得ている。」²¹⁾また秋田師範も馬上の指導も相まって野球熱が高まるなかで、同32年9月3日青森師範が来秋し野球、庭球の対校試合を行っている。試合の結果は、共に青森師範の勝利に終わっている。これに発憤し「選手は夜寝台の名札の上に白紙を張り付け、ほのぼの明け離れんとする朝主将に圓かな夢を破られ、露深き二の丸の草を踏んで朝食まで約2時間たっぷり練習したものである。」²²⁾しかし翌33年8月、青森に遠征し、第二回目の対戦を行うが秋田師範は再び共に破れることになる。翌34年8月、第三回大会が再び秋田で行われ、秋田師範は庭球のみ勝利を得ている。²³⁾

秋田遠征を行った南檜岡小学校は、秋田中学、秋田師範への雪辱戦のために、「青年有志を吻合し、児童兩3名を加えたる一チームを作りて南檜岡倶楽部と称し」桜田校長自ら「主将として秋中、秋師に試合」²⁴⁾を申し込み、明治33年6月16日に再び秋田市に遠征している。

翌6月17日、南檜岡倶楽部対秋田中学校との試合が秋田市千秋公園二の丸において行われている。試合にさきだち、桜田は武田知事に審判を願い出ているが、「余は野球においては審判

の能がない。よって残念ながら望みに応じかねる、審判は師範の馬上氏に願いたまえ²⁶⁾ というやりとりもあり、当日は臨時県議会及び教育総会が開催中ではあったが、知事をはじめ県議会委員等まで観戦する野球試合となった。試合は午後4時より行われたため五回終了時に日没のため以後を翌日に延期とすることが審判馬上孝太郎から提案された。翌17日午後三時より試合再開となったが、前日の熱戦を聞きつけさらに多くの観衆が詰めかけた。²⁶⁾ 試合結果は、28対25で南檜岡倶楽部の勝利に終わっている。

この二日間にわたる熱戦を観戦していた武田知事は、試合のさなかに「この運動の青少年の心身に益するところ莫大なるを観取」し県内「体育奨励の為欧米諸国の例に倣い挑戦杯(Challenge cup)製し之を野球競技の賞品として県下各学校その他各団体の運動部に」与えることを居並ぶ県議員及び教育会有志に提案し、その場で了承を得ることとなった。そして試合中に両チーム、観衆に「県教育会は斯道奨励のためにチャレンジカップを授与せんとす。而して今回の勝者に第一回の名譽を担はせるものである。」²⁷⁾ と伝えられや選手ばかりか会場全体が熱気をはらんだものとなった。

ここに、南檜岡倶楽部の雪辱戦として始められた三校の対校戦は、第一回チャレンジカップ大会(挑戦杯戦とも呼ばれる)となり、秋田県教育会から全国初の優勝杯が授与されることになる。²⁸⁾

翌19日には南檜岡倶楽部対秋田師範との試合が「矢留城外学緑なる辺幾百の人士環視の間に両々輸贏を争う所壯絶に快絶」²⁹⁾ のうちに行われ、接戦の末、21対20で南檜岡の勝利に終わり第一回のチャレンジカップは、南檜岡倶楽部に授与されることになった。

(2) チャレンジカップ制定の背景と規程

武田がチャレンジカップを提唱したのは、以下のような考え方に基づいていたものと思われる。競技会で賞品を授与する目的は、運動を奨励するためであり、この「奨励というのは、平たく云えば人をしてある欲望のために其の意志を動かさしむること」である。その欲望は、実質

的なもので、つまり利得と無形的で高潔なる満足の二種類がある。「職業的競技者には利得を与え、紳士競技者には永く当時の満足を忘れざらしむる好個の記念物を以てす。」競技会の賞品はこの性格を持つものでなくてはならず、「通常、物品、賞牌、杯の三種とし、団隊に対するときには挑戦杯及び記勝旗」とする。³⁰⁾

そしてチャレンジカップ(挑戦杯)とは、「英語を直訳したものである。個人間若しくは団隊の競技に賞与するもので、多くは篤志者の寄贈に係り、寄贈の際にその希望が申添えて有る。」つまり、競技の名称、競技のための資格、カップ所有の条件、そして寄贈者の名称を冠して挑戦杯とするなどである。また挑戦杯という名称には「一度び何人かと闘って之を獲たる者、更にさきの对手なり、又は他の勇士なりより戦を挑まれたるときは、如何なる剛敵と雖も決して之を避くることを得ざる」という意味が含まれている。がその他の競技規則は、寄贈者の希望に沿って、挑戦者を会員、指定校に限定するか全く無制限にするか決められ、所有条件も一定の連続勝利か回数かも同様に決められる。

秋田県教育会有志会員の寄贈したチャレンジカップには、「体育奨励の為欧米諸国の例に倣いここに挑戦杯を製し之を野球競技の賞品として県下各学校其他各団体の運動部に附す乃ち競技の勝者は次回の競技まで之を占有し競技の日、本会は更に当日の勝者に授与すべし而して連続五回の勝者には永久之を授与するものとす。」とカップに添えられている文章が規程と考えられる。第一に目的は体育奨励のためであり、第二に学校、クラブの野球競技の賞品であり、第三に次回大会まで勝者が所有する権利があり、最後に五回連続の勝者に永久所有の権利が生じると言う極めて簡潔な規程になっている。そしてカップに刻まれた双龍の図について「双龍の珠を争ふや一勝一敗は勢いの免れざる所若し清く勝つこと能はずんば寧ろ清く敗れよ兩つながら是れ戦士の名譽たることを忘るることなかれ」とその精神が明記され、規程よりもこの精神こそが武田の意図するところであった。³¹⁾

その後、明治38年9月28日には、秋田県教育

会から「改正チャレンジカップ規程」が発表されている。³²⁾後に述べるように、野球の弊害が問題となり改正を余儀なくされたと考えられる。

第一条 本会は野球奨励の為挑戦杯を備ふ

第二条 県内の各学校及び其他野球部団体は挑戦杯を賭して競技をなすことを得

第三条 挑戦杯を賭して競技をなさんとするものは予め時日及び場所を定め、挑戦杯占有者の承諾書添え本会の承認を受けるべし

第四条 本会の承認を受けたる競技に於いて優勝を得たるものには挑戦杯を授与し次回の競技まで其の占有を許可する

第五条 挑戦杯占有者は他と競技すべし当日現場に於いて挑戦杯を本会に返付すべし

第六条 挑戦杯占有者競技を申し込まれたるときは著しき故障なき限り之に応ずるの義務を有す

第七条 挑戦杯占有者は競技の申込に対し其の期日及び場所を指定するの特権有す

第八条 挑戦杯占有者に対し、占有後三ヶ月以上を経過するにあらざれば再び競技を申し込むことを得ず

第九条 挑戦杯占有者にして本規程に違背し若しくは其他不正の行動ありと認むるときは挑戦杯を還付せしむることあるべし

改正点は、連続五回の勝利でカップの永久所有の権利となることが削除され、明治36年のように五ヶ月間に六回の大会というようなことのないように占有期間を設け詳細な部分を明文化し再確認を求めている点と教育会の役割、権限を明確にし主催者として責任を務めようとしている点であろう。カップ獲得のための勝利至上主義の傾向に歯止めがかけられた一方で、規程改正後、三回の大会しか開かれなかったように他の野球試合との差が少なくなった点で、魅力

が欠けたとも言える。

(3) チャレンジカップ大会の推移

このような経緯によってはじめられたチャレンジカップは明治41年（1908年）10月の第16回大会まで行われるが、次第に県立の中等学校野球大会の様相を呈していく。第2回大会以後はカップは秋田中学、横手中学、大館中学のいずれかの手に置かれることになる。しかし連続五回の勝利チームは現れなかった。全対戦を集計すると秋田中学は、11戦7勝2敗2引き分け、大館中学は、8戦4勝1敗3引き分け、横手中学は、7戦1勝5敗1引き分けであり、秋田師範は、4戦4敗、南檜岡倶楽部は、4戦2勝2敗の戦績となる。

チャレンジカップ大会の記録を期日、試合会場、結果をまとめると次のようになる。³³⁾

第1回大会（明治33年6月17日～19日）

秋田市千秋公園二の丸広場

南檜岡倶楽部 28—25 秋田中学

南檜岡倶楽部 21—20 秋田師範

（南檜岡倶楽部優勝）

第2回大会（明治34年7月14日）

仙北郡大曲町金谷野

秋田中学 15—6 南檜岡倶楽部

第3回大会（明治34年9月27日）

秋田市榎山運動場（以下榎山運動場と略す）

秋田中学 18—9 南檜岡倶楽部

第4回大会（明治35年10月2日）榎山運動場

秋田中学 4—3 横手中学

第5回大会（明治36年6月21日）榎山運動場

横手中学 1—0 秋田中学

第6回大会（明治36年6月22日）榎山運動場

大館中学 5—2 横手中学

第7回大会（明治36年7月25日）

大館中学校運動場

大館中学 6—4 秋田師範

第8回大会（明治36年9月9日）

大館中学校運動場

秋田中学 13—9 大館中学

第9回大会（明治36年9月30日）榎山運動場

秋田中学 6—2 横手中学

- 第10回大社（明治36年10月12日） 榎山運動場
秋田中学 20—2 秋田師範
- 第11回大会（明治37年6月20日） 榎山運動場
秋田中学 27—10 横手中学
- 第12回大会（明治37年9月25日） 榎山運動場
秋田中学 17—17 大館中学
（引き分けにより勝敗なし）
- 第13回大会（明治38年9月18日） 榎山運動場
大館中学 — 秋田中学
（2—0であったが、4回日没のため勝敗なし。ただし秋田中は挑戦杯を県教育会に返還）
- 第14回大会（明治39年10月13日） 榎山運動場
大館中学 13—0 横手中学
- 第15回大会（明治40年10月20日）
大館中学校運動場
大館中学 2—0 秋田師範
- 第16回大会（明治41年10月11日）
大館中学校運動場
大館中学 — 横手中学
（試合半ばに審判員の意見不一致により勝敗なし）

第1回大会の勝者、南榎岡倶楽部は選手兼指導者であった桜田鐵之助が明治34年（1901年）5月に横手中学校に赴任し、第2回、第3回大会に連敗し翌35年には富樫武治も神宮寺小学校に赴任して南榎岡倶楽部は以後チャレンジカップに参加することはなかった。横手中学に移った桜田は野球指導に努め、同年11月には南榎岡と試合を行ない二連勝している。³⁴⁾ 翌35年にはこの桜田率いる横手中学が秋田中学に、南榎岡倶楽部での雪辱戦として挑戦している。というのも桜田は、明治35年9月19日付け秋田魁新報に「師範学校の野球選手に告ぐ」という一文を名前入りで載せ、第1回大会でカップを競った師範学校に奮起を促しながらも「秋田中学の奮起して再び南榎岡倶楽部を破りてカップを占有するも、諸君またも目前に観望して敢えて争はず、今や後進の横手中学をして先鞭をつけしむ」「諸君たるもの奮然起ちて其の勝者と雄を争ふの元気なかるべけんや」と言い、さらに横手中

学校長や教員に向かって、「若し挑戦杯を手にすることを得ずんば再び諸公の面を見じ」とまで必勝の自信を表して大会に向かった。しかし結果は、4対3の接戦ではあったが秋田中学が三連覇を飾っている。³⁵⁾ 秋田中学の三連覇の陰に当時の英語教師「米人、ハロールド・エムノック氏（明治34年赴任）による新技術の指導」があり、彼の「技術の巧妙なる生徒は大いに驚嘆し、自然その妙味に感じ、同氏について投球を練習する者多数となり、漸次発展の徴候を顕し、校内にて生徒間互に競技を演ずる」³⁶⁾ ようになったことが勝利に結びついたとも言える。

第5回大会（明治36年6月）は、第4回と同じ対戦となったが、横手中学の恨みにも似た勝利への執念が延長10回秋田中学の「パスボール」を誘い辛勝した。³⁷⁾ 翌日その横手中学に大館中学が挑戦している。横手中学は、初陣大館中学を侮りしかも「秋田中学に対する多年の鬱屈を伸ばしたるや、＜ラムネ＞を暴飲し深夜に至るまで雑談にふけて」試合に臨み、「全軍一致の熟練せる横手と比すれば非常の徑庭ありしといえる」大館に敗れる。しかし、大館の選手の態度は「無礼の言凌辱の態度を以て敵を侮蔑し以て戦略となす」もので「参観者をして実に非常なる不快を感じせしめぬ」ものであったが、「横手及び秋田の敵手としては前途益々有望なり」ともしている。³⁸⁾ そのことは翌月の第7回大会で、秋田師範の挑戦を退けていることから証明された。しかし横手中学に敗れ「校長をはじめ運動部長は即日剃髪して責」を引いた秋田中学が、第8回大会で大館中学を破り、以後横手（第9回明治36年9月）、師範（第10回明治36年10月）、横手（第11回明治37年6月）相手に四連覇を果たすことになる。このころの各学校の野球過熱ぶりは、東京、京都などから「斯道の名家を聘して練習」するまでになる。³⁹⁾ そして秋田中学はカップの永久所有権をかけ、大館中学の挑戦を受けた。「当日は日曜の事として見物人面多く来賓席には県知事をはじめ官衛員県立学校教員等」も迎え接戦が展開され最終回に秋田中学が同点に追いつき17対17で引き分け、再試合となった。⁴⁰⁾ 翌38年、第13回大会

は前回の引き分けを受けての再試合であり前回にまして激しい応援合戦の中で試合が行われたが、開始時間が遅く四回を終わり、大館の2対0で日没ノーゲームとせざるを得なかった。が「秋中五勝に対する大中の獅子奮迅的猛挑戦」の激しさから前述した規程の改正が行われる事になる。⁴¹⁾ この改正を受け秋田中学は、所有していたカップを県教育会に返納し以後大会へ参加する事はなかった。

第14回(明治39年10月)は、規程改正後の大会として大館中学と横手中学が対戦したが横手中学の守備のまずさから大敗を喫し、⁴²⁾ 第15回(明治40年10月)も、秋田師範が満を持しての挑戦であったが大館の前に敗れた。⁴³⁾ 第16回(明治41年10月)は再び大館中学に横手中学が挑んだが「戦い半ばにして横中の審判島文猷氏と、大中の審判島田復次郎氏と審判上その見を異にするとところあり」⁴⁴⁾ その場の収拾がつかず大会が中止となった。さらに明治41年(1908年)10月9日に県知事に赴任した森正隆が、従来からの弊害を理由にチャレンジカップ大会の廃止を決定した。ここに九年間にわたるチャレンジカップ大会の幕が下ろされることになった。しかし野球そのものが禁止された訳ではなく、明治42年10月17日には、秋田中学、横手中学、大館中学、秋田師範の四校による野球大会が開催されている。⁴⁵⁾

II. 野球に関する論争と統制

1. チャレンジカップ論争

明治33年(1900年)に秋田県教育会(会長は知事兼務)主催で行われることになったチャレンジカップ大会は、授与される豪華なカップの所有権とともに県下の最も優れた野球チーム同士の対戦でもあり、学校関係者のみならず多くの者の関心を呼んでその他の野球試合とは一線を画していた。ほとんどの場合来賓席には知事をはじめ県議、軍幹部が顔をそろえていた。優勝チームに挑戦するという形式は、一般の野球大会のようにおおよそその期日が決まっているわけではなく、年に一回の時もあれば五ヶ月間

に六回の年もあったが、試合会場は常に満席の状態であった。第4回大会に際し横手中学の桜田鐵之助が行った、新聞への「公開挑戦状」の投書とその敗戦後に「皆帰途に於いて其の頭髪を剃り落とし遺恨の熱涙を呑んで帰校」⁴⁶⁾ したという頃から大会の目的が「体育奨励」から勝敗への執着、学校間競争へと変質していく。第5回大会で敗れた秋田中学校の校長、運動部長は剃髪して責任をとり、選手に「先輩が作りし名誉の歴史」の挽回のための奮起を鼓舞している。⁴⁷⁾

そして第6回大会から参加した大館中学の選手の「無礼の言凌辱の態度を以て敵を侮蔑し以て戦略となす卑劣なる」蛮的態度⁴⁸⁾、さらには応援団同士の「頗る猛烈且つ熱狂を極める」野次合戦が起こるようになるとチャレンジカップ大会の弊害が取り上げられるようになる。

明治36年(1903年)9月16日付け秋田魁新報に大館中学教諭、平田孝次郎の「挑戦銀盃に付いて」という弊害を唱える一文が載せられ、これを受けて9月22日、23日に秋田中学教諭、福田慶之助が「大館中学校平田孝次郎氏の挑戦銀盃につきての説を読む」が反論という形で載せられた。さらに9月27日、28日には平田孝次郎が「再び挑戦銀盃に付きて」を投稿している。新聞紙上で「チャレンジカップ大会」の弊害論と擁護論の論争が展開されることになる。

(1) 平田孝次郎「挑戦銀盃に付いて」の主旨

大館中学はすでに挑戦杯に三度参加して二度勝ち三度目に敗れている。勝利を納める度に「痛く世人の非難」にあい、三度目に敗れて非難を免れたような次第である。非難をうけたのは「技術の拙なるよりは、寧ろ演技上の礼を知らず」ということであり、非難を免れたのは「礼を尽くして失敗したるの故か其の礼にしてあらたむると無きも」敗戦への慰めなのかまづ問うている。大館中学の選手及び応援団の態度の悪さを十分に自覚して語っているが、謝罪や反省ではなく大人げない世評への皮肉であろう。

挑戦杯の問題点の一つは、試合の勝敗とカップの授与にこだわりすぎている点である。「諸学校の間存立する球技の目的は生徒体育開発

の一端として設けられたるものにして初めより競技して勝敗を争うを主とするものにあらず」それゆえ本来の目的を考えれば「負けたりとて何程の不面目がある、勝ったりとて何程名誉ある」ことにならう。

つまり秋田中学や秋田師範は創立年、生徒の数、社会への貢献度などを考えれば大館中学校の「兄」であるし横手中学は創立からいえば「教育界の双子」といってもよい。本庄中学は、その意味から「幼弟」と言える。「双子の兄弟」である横手中学は、試合の結果カップが大館中学に渡されたとしても何故遺憾があらう。大館中学からすれば秋田中学にカップが渡ったとしても、「兄」に渡したものであり、師範学校でも、「兄の親友」であらう。「競技の結果によりてお互いに授受するに於いて毫も相共に遺憾の存するあるを得ざるべし」。敵と考えるから勝敗により「殺気粉々の中に競技して学校間の親睦を破る」ことをしていることにならう。

次の問題点は、本来の目的を忘れ、この大会を奨励し狂奔しているが、「聞こえある教育家諸氏」である。敵とか勝敗とかにこだわらず競技を良い機会として「各校生徒相互の久潤を慰する」ことが挑戦杯の「善用」であらうし、あくまでも教育の一環として挑戦杯を位置づけることが望まれる。「秋田県教育界の重鎮」とまで言われた「某先生」¹⁰のごとく試合中に、相手方の観衆さらには選手まで「激語」を発して「詰責」を行う姿を見ると「詰責と説明とを以て年少気鋭の徒を匡正するを得」ようとする強引さが「寧ろ憫むべからず」と思われる。「その非を挙げて一々これを激励し遂に反動の余勢生徒をしてその適帰するところを知らさらしむよりは、おもむろに之を利導して其の非を悟らしむるの優れる」と考えるのが「挑戦杯善用」の方法ではないか。

第三の問題点は、学生の本分である「学科に専心」する事を妨げることである。競技の勝敗は快活で、一時に決して「栄辱立ちどころに至る」に対し、学問は多年研鑽の労が必要であり学生が競技に向かうのは自然である。また一方を集中すれば他方はおろそかになり、「運動の

集中は学科の等閑を招く」ことになる。野球に熱心なものは学科においては「隙の乗すべきあれば教師に迫りて休みを促す」のが常であるが、こと野球になれば夏休みも帰省せず「東京より斯道の名家を聘して練習」に励むのである。

挑戦杯は「蓋し学科を賭しても体育を奨励すべし」として制定されたものではなく従来無視された体育を回復し、「適度に利用して精神上の諸能力と均衡を失はさらしむることが先輩諸先生の任」であるが、「競技の成敗に心奪われ身を挺にして之を奨励するにいたりては」挑戦杯を教育会に返納してカップなしで大会を行うことを提案する。しかし今後も従来通りというのであれば、「教育会長の無謀を寧ろ笑ざるを得ない」し、カップなど「装飾の具」か「銀貨に改造」した方がよいと思う。⁵⁰

以上が平田孝次郎の挑戦杯に対する主旨である。チャレンジカップの弊害を次のように考えていると言っておりよい。

- 一、勝利至上主義に陥り、カップの獲得のみが目的になっている。
- 二、学校間の親睦ではなく無意味な対立や遺恨を残している。
- 三、「熱心」と言われる先生には本来の目的を逸脱し生徒より狂奔している。
- 四、試合や練習が生徒の自主的な学習の場ではなく教師が忠告、詰責、罵詈する場となっている。
- 五、熱中しやすく学業不振を招くおそれがある。

しかし平田は、野球そのものや体育を否定しているのではなく、その方法と特に挑戦杯に関わる教育会関係者や教員、指導者などの大人げない態度に最大の問題点を見出している。

(2) 福田慶之助の反論

平田の「チャレンジカップ」弊害論に対して、秋田中学の福田は次のような擁護論を展開している。福田は、平田が野球界を誤解してその罪を挑戦杯に帰しさらに教育会会長の無謀さを笑うとまで言われては、将来に「甚だ憂ふべきの弊害を」残しかねず反論に至ったとしている。

挑戦杯はこれまで「野球選手のスリットを鼓舞し

心胆を錬磨せしめいまだかつて運動会の光明を失墜」させなかったことこそ「戦盃の斯界におけるの名誉にしてまた生命」⁵¹⁾である。

桜田鐵之助はこの競技の鼓吹の率先者であり、精神修養と身体発育の効果を知り普及に努めたのであり、まさに野球は「武士道的競技」であり「第一に精神を錬磨せざるべからず、第二に學術に熱心ならざるべからず、第三に礼節に篤からざるべからず」を修得させるために指導し、実際に現実のものとしている。

このような中で制定された挑戦杯は「競技場裡に相見ゆること幾数回なるも其の勝敗の間に於いて少しの芥帯ない実に公明正大堂々の間に授受し又争うや龍奮虎闘其の終わるとや灑然として一室に会語談笑寸毫の忌むべき痕跡の存在せざりは世人の知るところ」であったが、第5回大会の横手中学と大館中学の試合から一変してしまったのである。

大館選手の挙動、ことにその「声援隊ともいふべき一群の傍観生徒の行動はいたく世人の悪感情を買い野球の精神を没了せり」とまで言われた。また次の大館中学運動場での大館中学対秋田師範の際にも、師範には声援者は一人としてなかったが、大館は「多数の傍観学生等師範選手に関する悪口誹謗至らざるところなかりし」と言う状況であった。

横手中学、師範学校の選手に大館中学の選手と競技する気持ちを尋ねたときに、その答は困難の中にこそ利が見い出されるのであって、その意味でこれまでいかに心胆の錬磨をしてきたかがためされる好機であると考え、結局「何ぞ知らん我等の切磋琢磨するところ拙にして挑戦杯に向かって之を恥ずと語り終わって他を言わず」。さらに大館の挙動について問えば微笑みながら「大館中学は二回の勝利を得たり今や挑戦杯は彼等の手にあり、然らば則ち彼等の行動如何は彼等静に挑戦杯の光明に対して自問自答を得べきのみ、大館中学は我等の兄等なり我等豈に他心あらんや」と答える。これこそ野球の真の精神であり、「この精神あり以て挑戦杯の光明となすべし。」

また夏休みを利用して東京から名手を招聘し

てまで練習に励む点について、秋田中学が東京大学より招いた守山氏は40余日間「野球界における精神の修養法知育の発展法及び身体の錬磨法を主眼とした」ものでその次に野球の方法を指導し自ら実践したような次第である。⁵²⁾

第8回大会（明治36年9月9日 大館中学運動会）での秋田中学と大館中学の対戦の際には、前日の夜に大館の校長自ら秋田の宿舎を訪問し「厚く一行を慰め」、翌9日試合前には両校の選手を一堂に会食させ「いと丁寧にして快瀾たる接待」を施している。このような校長、部長の下で指導を受けた選手はさすがに「品性おおいにみるべきのあり」試合は「両者堂々として乱れず意気相迫らずして能く戦ひ能防ぎたり」の好ゲームが展開された。残念なのは、参観学生の素行の悪さであった。

しかし参観者の粗暴ぐらいでは、他校の学生が大館中学に悪感情を持つようなことはまったく無く「すでに勝敗を念頭に置かずまにまに來るべき競技を喜んで待ちつつ」だけである。

最後に「學業の不振を招く」との指摘に対して、少なくとも秋田中学の野球部員は「操行と學術に誠実にしてその技に熱心なるを主旨とし之を實行しつつあり」、平田が述べるような行動を取る部員は見たことがないばかりか「一度部員となれるものの操行と學術とは日々発展して前日の比にあらざること」が明らかである。横手中学も同様であると言いきれる。大館中学でも野球部員にそのような行動を取る者がいるとは信じ難い。⁵³⁾

以上が平田の投書に対する福田の反論であり、「チャレンジカップ大会」及び野球擁護論である。第一回大会の年や参加チーム数を違えたりして正確さを欠くとともに秋田中学の優れた側面のみ注目しながら、野球に対する当時の理想主義的見解に陥りつつある。例えば大館中学校の選手の「粗暴さ」は前述したようにそれまでの試合の状況とは明らかに変わったが、福田としてはそういう野球もあることを認める訳にはいかず、あくまでも一部応援団の問題としている。前年に秋田中学の校長、部長が敗れて剃髪したことはふれずに、これまで勝敗へのこだ

わりなど全く無かったと言い切っている。福田は「学生の品性を高尚にして出では礼節を重んじ入では独りを慎むの良法たる好遊技」が野球であると確信しているの、ほとんどの部分で両者の見解はすれ違いを見せている。

(3) 平田孝次郎の再批判の主旨

福田慶之助の見解に対し平田はさらに次のような弊害をあげ反論している。

第一の弊害は、大会の頻繁さに伴う時間、費用の問題、学業などへの影響。

明治36年には、6月から10月までに六回の大会が開催されている。「各学校は所在を異にし汽車を以てしてなお優に半日を要す競技を了へて帰るには少なくとも前後二日に渡らざるを得ずいはんや横手中学の如き本庄中学の如き汽車の便なき所に至りては又少なからぬ時日と賃用とを要し」「其の影音の及ぶ所決して等閑に附し去る」ことはできない。

第二の弊害は、試合の都度全校学生の精神上に及ぼす影響。

選手として試合に参加する者は学校の一部生徒であるが、その勝負の結果は「多少学校の面目に関し特に青年学生にとりては目のあたり其の成敗によりて榮辱を感じるを以て一般学生の之に向かって心注ぐこと」決してなおざりにできない。特に結果いかに関わらず「褒貶批評を試み」て「学科に向て其の心を専らにするの機会を少なからしむる」ことは重大である。⁵⁴⁾

第三の弊害は、学生は運動に偏し易く学科との均衡は困難。

「知力の発展と身体の發育とを各一方に偏せざらしむるを得べき」は今なお教育上の問題で「精神を一方に集中せしめば他方に虚しきを逃れず」ということは容易には否定できない。

第四の弊害は、学校間の親睦を脅かす原因。

選手同士には、たとえ勝敗のこだわりがないとしても、試合結果が人づて、新聞など様ざまな形で伝えられれば「褒貶を競技成敗の上に試み」られることはごく自然の成りゆきであろう。

結局これらの弊害をもたらす原因は挑戦杯の授受であり、二、三の先輩の「過度の熱心さ以て之を催奨」することである。特に「相互の記

念物として其の勝敗の感を深からしむるべき」挑戦杯が無くなれば「各校をして頻繁に競技を举行せしむるの必要なく、併せて学生をして其の本分たる学科を等閑にせしむるのおそれなく、又相互職員生徒の行動を悲嘆するの機会少なく、従って其の親睦を破るのおそれなかるべし而して各学校生徒必ず今一層和気相々の中に競技を試むるを得べし」。⁵⁵⁾

福田の反論に対しても平田は結局のところ、最初の意見を改めて述べ直している。両者の論争はこの後は見られないがこの後行われる規程改正では、平田の意見がおおむね取り入れられていくことは前述した通りであるし、結局「チャレンジカップ大会」そのものが中止されることになる。その意味ではこのささやかな論争が引き起こした影響は時と共に大きなものとなっていく。

2. 野球試合の取締り

(1) 野球弊害の問題化

明治30年代中頃より全国の中等学校に交友会運動部が誕生し野球がますます普及していく一方、近代的な自由主義の思想による個人の自覚と感覚が学校の権威主義への反発となり「学校騒動」「学生風紀の紊乱」「道義の頹廢」として現れその一端がまさに挑戦杯論争の中で問題となったような状況を現実のものとしていった。もともと交友会運動部の設立は、体育と徳育との密接な関係をさらに進めて武士道的な「自己犠牲、質実剛健、忠誠心」の修得をスポーツに求め、この精神をもって校風刷新や思想善用の一役を担わせるものであった。しかし野球やその他のスポーツへの生徒の耽溺と試合での応援団の衝突がしばしば問題となったように、⁵⁶⁾ その期待が裏切られるようになると、体育奨励としての運動部活動に多方面から疑問と批判が高まった。文部省も黙認できず明治40年(1907年)全国中学校校長会議に「各学校に行はるる競技運動の利害及び其弊害を防止する方法如何」を諮問している。この会議の報告書では「各学校に於ける競技運動の利益」として、(イ)一般生徒の体育奨励になること、(ロ)生徒の元気を鼓舞す

ること、(イ)共同の精神を養成すること、(ロ)団体に対する徳義を養成する機会になることをあげる一方で「各学校における競技運動の弊害」として次の四項が挙げられている。

- (イ)競技に熱中するため往々学業を疎害する
- (ロ)遠隔せる学校間に競技するに至れるを以て徒らに日子と金銭とを費すこと
- (ハ)運動過激に失する事により往々選手をして疾病傷害を受けしむること
- (ニ)勝敗に重きを置くが為に公德を傷害し而して紛擾の基となること⁵⁷⁾

当時すでに早稲田大学野球部がアメリカ遠征を行ない、早慶野球試合が熱狂した応援団の衝突をおそれ中止となり、そして大学野球試合で入場料が徴収され、各大学が競って海外遠征を行っていた。

このように弊害がさらに顕著化する中で東京朝日新聞は、明治43年11月から野球に対する批判的な記事を掲載し始めている。そして明治44年8月20日から9月19日まで「野球界の諸問題」そして「野球と其害毒」という連載記事をのせ、当時の学生野球を多数の教育家や識者を動員して厳しく批判した。この東京朝日新聞の批判に対して反論するかたちで、東京日日新聞、読売新聞が野球特集をのせ、「野球害毒論争」が関東を中心に展開されることになる。この論争は三新聞社にとどまらず、「中外商業」「国民」「万朝報」などの各新聞を始め演説会まで開催されることになる。

秋田魁新報はこの間、それに関連した記事を書き載せていないが、明治44年8月30日付け東京朝日新聞「野球と其害毒(二)」で、秋田中学校校長湯目補隆が意見を述べていることからその動向には関心が寄せられていたようである。

「野球害毒論争」で東京朝日新聞が弊害としてあげたのは次のような問題であった。⁵⁸⁾

- (1)学生が野球試合を入場料徴収して開催することは興行であって全く学生にふさわしくない。
- (2)野球のために学生が海外遠征を行う必要があるのか、ただでさえ多くの時間と費用を必要としている。

- (3)少数の選手が広い運動場を占有して一般学生の運動を妨げることは体育の立場からも教育上からも好ましくない。
- (4)私学が学校経営のために野球を奨励し選手を宣伝広告の手段としている。
- (5)熱中し易く長い練習も必要になり学業不振を招く。
- (6)すべての挙動が粗暴になり品性劣悪に陥り易い。
- (7)野球の偏りのある動作が身体の自然な発育を妨げ種々の傷害を引き起こす。
- (8)心身の鍛練という体育の目的から離れ勝利至上主義に陥っている。
- (9)応援が学生を不規則不真面目にさせる。
- (10)練習や試合を理由に公然と欠席などが行われている。

結論的に言えば、この論争は野球否定論と肯定論の対立ではなく、否定論にも野球そのものの価値を認め、健全な発達を図ろうとする意見は多く、逆に肯定論には弊害を事実として認めそれを解決して野球を擁護していこうとする見解も多く、両者共に「野球の隆盛に伴って発生し、進行しつつある弊害の除去」⁵⁹⁾を求めるという点では変わりはない。

(2) 武術、戶外運動の奨励

このように全国的に野球の弊害が問題となり始めた、明治38年9月に規程改正を行ない是正に努めた「チャレンジカップ大会」が明治41年10月をもって中止される。原因は大館中学校運動場で行われた大館中学対横手中学で試合中両校から出ていた審判の判定の不一致により「騒擾事件が起き」⁶⁰⁾試合中止となり、規程によりカップが県教育会に返還されたのが発端である。試合の2日前、明治41年10月9日森正隆が県知事として赴任している。森がこの試合を観戦していたかは不明であるが、明治42年始めに従来の経緯からその弊害を理由に中止の決定を下した。運動遊戯は体育の奨励のためとはいえ「一部の学生をして運動遊戯に與らしめ且つ往々余興専らに濫費を為し、又他校との競技に課業を放擲するが如は深く之を戒めらるべし」という文部次官通牒(明治41年9月29日付け)⁶¹⁾も念

頭にあったと思われるが、中止の目的は明治42年6月23日の郡市長会議での次のような「教育に関する訓示」に示されている。⁶²⁾「近來社会風紀の頹敗より勤勉力行の美風頹れて遊惰滯逸に流れ進取協同の氣象衰へ」「特に我国德育の根本義たる『忠孝』の事如きすら時として児童の心に確全然樹立するや」。疑問に思われる。「武を以て鳴れる我国も近來漸く文弱に流れ尚武の心日に簿く悠柔の風年と共に長先せんとは是れ教育か一般に文に流れたる結果にして之を救ふには武術を以てせざるへからず況んや風紀頹敗の今日に於いてをや」。そのためには、学校外でも「文事と共に武術（擊劍、柔術、弓術、長刀、水泳など）を奨励」し「文武不殊」の実現のために「演武場を設立」し学校にも付設し「武術を正科の内に加え」さらに学校外でも「広く武術の講究を奨励すべき」である。

この後秋田では、「忠孝惟一」「文武不殊」「教育産業一致」が教育の基本方針となる。このために最初に行われたのが、「チャレンジカップ大会」の廃止であった。秋田県教育会は、時代の要請から森知事赴任以前に県立学校武術大会を計画し赴任直後に第一回大会を開催しているが森知事はそれをさらに積極的に押し進めたことになる。これまでの「チャレンジカップ大会」に取って変わり、柔道、剣道それぞれに優勝旗が作られ、大会毎に知事以下県幹部が武徳殿に参列し、参加校には補助金の支給もされていく。⁶³⁾

さらに「水泳練習所」（明治42年8月）、「水泳練習所」（明治43年1月）⁶⁴⁾を設置している。明治43年10月には、「武術奨励に為等級を設け免許を附與す其の成績優秀の者には特に賞を與ふ」として「武術奨励規程」まで設け、武術の促進を図っている。⁶⁵⁾ 森知事にとっては、「チャレンジカップ大会」の問題化を「武術奨励」の絶好の機会と捉え学校での体育を外來スポーツから日本古來の運動へと変更させていった。

(3) 対外試合の制限の通達

森知事の武術奨励策によって、野球は制約を受けることになったが、それでも野球熱は簡単には下火にならなかつたばかりか粗暴な振舞

いはさらに度を増していった。

明治42年（1909年）10月17日榎山運動場での県立四校の野球試合では、「両校より出せし野次連の野次りは頗る猛烈且つ熱狂を極」めたもので秋田中学が延長の末大館中学に勝ち「秋中野次の喜び其の極に達し殆ど狂するばかり」⁶⁶⁾の状態になりついに「大館中学応援団との騒ぎを起こ」⁶⁷⁾す結果となった。明治43年8月12日東北遠征の早稲田大学と秋田中学そして矢留倶楽部の試合が行われた。「時恰も朝來の大雨の為湿潤し易き榎山運動場は殆ど増水脛を没せしも（略）觀衆は殆ど定刻前より人の黒山をぞ築きけるかの早稲田一行盛岡中学選手秋中の幾多生徒は一隊をなし各々校名の頭字を額はせる旗幟を手にし夫れとなく声援を與へ関声四辺を動か」して始まり、8対2の「番狂はせ」で秋田中学が勝った。続く矢留倶楽部との試合は、早稲田2点リードで最終回となると「四辺に居合わせる觀衆は今や総立ちとなり手に手に旗帽子を振り盛んに、矢留、矢留と絶叫」しヒットが出た時には「四辺よりの喝采は寸時もやまず殆ど付近の山岳も為に振動」せんばかりであった。⁶⁸⁾

さらに、大館中学応援団が秋田中学との対校戦で敗れた腹いせに秋田中学寄宿舎に乱入する事件⁶⁹⁾や「野球を他校と試合さすと負けると互いに口惜しがって、暗撃などが起り、警察の手を煩はすと言うような場合」⁷⁰⁾も起きている。

このような中、明治44年10月20日、森知事は『「ベースボール」取締に関する通達』を県立学校長宛にだし、原則として対校試合の禁止を明確にした。⁷¹⁾ 通達では対校試合でよく同時に行われているテニスもその対象にあげられ、これらの「遊技たる体育上の關係を有するを以て依然之を従來の慣行に放任せりと雖而かも是等の遊技たる元來我國固有の武術に於けるか如く礼をもって始まり礼をもって終わる底の觀念もなく隨て其の遊技に従事するの學生たる多くは学徳劣等の者奈留を以て敢えて競ふて其の勝敗にのみ熱中し為に往々にして粗暴過激の弊に陥るの傾向あるにより学校の体面上少しく考慮する所なくむはあらず、故に今後各當該学校に於

いて嚴重なる取締の途を議し以て之か競技を為さすむべきは敢えて妨げなしと雖将来に於いては学校名若は団体名を以て他校若は諸団体等との競技に加はるか如きは断然之を廃止することを要す若夫れ時宜に依り這般の競技を為さすむるの必要ありと認めたときは予め該挙行一週間以前に於いて其の事由及び取締の方法を具して本官の許可を受けられるへし尚学校職員をして其の許可を受けたる競技会に出席せすむるの外該競技に関してさらに之を他に出張せすむることなきを要す」。野球が武術に比べいかに体育・教育的な価値が低いかを断定し、「将来に於いては」としているが、即刻の対校試合禁止であり、学校での野球禁止勧告である。この通達をうけ各学校は、廃部ないしは休部措置をとった。が、森知事のかかなり強引な「武術奨励」の犠牲と受け取る野球関係者も多く、学校内での練習は黙認の状態であった。

事実そのわずか五ヶ月後、明治45年(1912年)3月27日に、森知事に代わり秦豊助が赴任すると状況は一変し5月29日には、秋田師範がライジングサン倶楽部と対戦を行い、⁷²⁾ 秋田中学も6月から楢山運動場で試合を始め、⁷³⁾ 同月には鉾山専門学校の野球部も誕生し、⁷²⁾ ついに10月19日秋田中学と横手中学の試合には、県知事、内務部長、警部長、教兵課長、県立学校長等の来賓を迎えて行われることになる。⁷⁵⁾ 以後は、わずか半年にも満たない禁止通達の憂さを晴らすように対校試合が始められ、県外チームとの対戦も盛んに行われるようになる。

おわりに

明治18年に秋田に野球が伝えられてからの普及・定着・発展そして問題化・統制の過程を概観してきた。わずか30年間の経緯であるが、野球に限らずある種のスポーツの受容と定着を考える上で一つの判例となりうる。時代の制約もあるが、「武術奨励」が権限と規程を伴い上からの普及であったのに対し「野球」は個人の興味と関心そして野球のもっていた「面白さ」が基盤となって普及していったという対照さを見

せている。それは、「忠孝惟一」「文武不殊」「教育産業一致」の教育方針を達成するためには日本古来の「武術」のみと確信する森に対して「競技道」⁷⁶⁾ という精神的錬磨をストレンジの説くイギリス流のスポーツ精神をもって成るとする武田との対照となって現れている。両者は競技の目的、方法では好対照をなしながらも、共に体育奨励を標榜しながら県政を進めた点で、明治後半の秋田県における運動、競技の受容に対して極めて大きな功績があったと言える。

秋田県における野球の普及・定着には、それに着目した桜田鐵之助の個人的な興味関心が大きな影響を及ぼしたことは間違いないが、新しいスポーツを積極的に取り込む若い指導者の存在とその試みを秋田県教育会という組織として支援を惜しまなかった武田千代三郎の理解と協力が基盤となった。⁷⁷⁾ この点で秋田県での野球の定着は全国的にも早期になされしかも最新の知識と技術が意欲的に導入されている。それは明治30年代始めに「チャンピオンフラッグ大会」、「チャレンジカップ大会」を全国に先駆けて開催していることが示している。野球の普及・定着が早急であった分だけその弊害の現れるのも早く、明治36年には新聞紙上で論争が行われている。しかしながら論争が広がりを見せなかったことは野球にとまなう諸問題の是正が関係者では行えなかったことを明らかにしているばかりか、対校試合の方法の変更、さらには大会中止、取締締通達など強権の発動を引き起こすことにつながっている。しかし秋田県では通達による休部、廃部、対校試合禁止に関わり問題は起きず、⁷⁸⁾ 知事の交替により、わずか半年にも満たない内に通達解除が行われ、野球はいつその隆盛を見ることになる。

秋田県での野球の普及・定着と統制の経緯を概観してみると、明治後半という欧米の近代的な自由主義、個人主義と日本古来の伝統思想への回帰の揺れ動くなかで、体育・運動の奨励と取締が県行政責任者の個人的意向として進められめまぐるしい展開を見せ、体育・競技関係者の主体性の欠如の露呈とスポーツ・競技の安易な手段化に対する妥協への警鐘が読みとること

ができる。

引用および註

- 1) 野球の日本への伝来を、明治6年としている主な文献：近代体育・スポーツ年表（大修館），図説世界体育史（新思潮社），現代スポーツ百科事典（日本体育協会），体育・スポーツの歴史（日本体育社），スポーツ大辞典（図書刊行会），スポーツ用語事典（ぎょうせい），近代スポーツの歴史（ぎょうせい），スポーツ用語辞典（成美堂），体育大辞典（不味堂）など。明治5年としている文献：スポーツ大事典（大修館），新修体育大辞典（不味堂）など。これらの文献はいずれも年こそ違うけれど，紹介した人物，場所はすべて同じである。つまり明治5年H.ウィルソンが第一番中学にて紹介，明治6年H.ウィルソンが開成学校で紹介というものである。その他にも，明治6年東京芝の開拓使仮学校（札幌受学校の前身）と言う説もある。
ウィルソン（Horace Wilson）は，明治4年7月から同10年7月までの任期で，予備門の教師マジェット（E. H. Mudgett）は明治8年5月から同11年7月の任期である。
- 2) 神田順治：野球殿堂物語 ベースボールマガジン社 1989年 50—51頁
- 3) この点について神田順治は，開拓使仮学校のA. G. ベーツ，熊本洋学校のL. L. ジェインズ，南校のC. H. グラス，予備門へ着任する前に三年間いた福井学校でのマジェット等に注目している。（神田順治：前掲書 52—53頁）
- 4) 残された疑問とは，進藤孝三が秋田県野球史稿〔1〕（秋田体育 第23号 昭和9年 5月号 秋田県体育協会）で投げかけている以下のような問題である。
明治11年創立の体操伝習所の第一回卒業生，小山鐵哉（宮城県出身）が明治15年3月より翌16年8月まで秋田師範学校に赴任している。体操伝習所では，明治14年9月から翌15年8月までの一年間に地方に赴任した第一回卒業生17名のうちから野球用具一式の注文の依頼を八地方から受けたと文部省に報告している。が，小山が注文の依頼していたかどうかは不明である。注文しないまでも，ボールなどを所持して野球を試みた可能性もある。さらに伝習所の第二回以降の秋田県出身の卒業生，大和田彌吉，下國良之助，阿部忠亮ら秋田師範で教鞭を取っている者たちの野球との関わりが不明である。（同論文 12頁）これらの疑問は，かなり可能性の高い問題として今後の課題となる。
- 5) 現在の秋田県立秋田高等学校は，明治6年，洋学校として創立されて以来明治時代には，太平洋学校（明治7），中学師範予備科（明治11），秋田中学校（明治15），秋田尋常中学校（明治19），秋田県第一尋常中学校（明治31），秋田県第一中学校（明治32），秋田県立秋田中学校（明治34）と改称されているが，本稿では秋田中学あるかは秋田中学校に統一して論じていく。同様に大館第二（尋常）中学校，横手第三（尋常）中学校も，大館中学校，横手中学校とする。
- 6) 安達元之助：思ひ出の記 秋田教育 27号 秋田教育会発行 昭和2年1月号 11頁
- 7) 『秋高百年史』編纂委員会編：秋高百年史 秋田県立秋田高等学校同窓会発行 昭和48年 76頁
明治20年までに，全国公立中学校で野球が行われたのが五校，25年までが計八校である（渡辺融：明治期の中学校におけるスポーツ活動 体育学紀要 東京大学教養部体育研究室 昭和54年 16頁）ことから，この野球試合は全国的にも極めて早期なものである。
- 8) 秋田県軟式野球連盟編：秋田県軟式野球連盟40年史 昭和61年 12頁
- 9) 進藤孝三：秋田県野球史稿〔2〕 秋田体育 第24号 昭和9年6月号 12頁
- 10) 秋田県公報協会編：秋田の先覚(4) 昭和45年
- 11) 進藤孝三：秋田県野球史稿〔2〕 秋田体育 第24号 昭和9年6月号11頁
- 12) 進藤は濟々義會誌（仙北郡南檜岡村，濟々義會発行）から，以下のような試合結果をあげている。
本校学校職員主唱となり，近孫五七校を連合し，野球倶楽部を組織し，互いに技を較して連主を争はんとす。チャンピオン・フラグは其れ誰の手に落ちんか。（明治32年5月31日付け 第10号）
各大会の優勝チームは以下のようなものである。
第1回 明治32年 春季 南檜岡
第2回 32年 秋季 境
第3回 33年 春季 南檜岡
第4回 33年 秋季 峰吉川
第5回 34年 春季 峰吉川
第6回 34年 秋季 南檜岡
以下不明
- 13) 木下秀明：スポーツの近代日本史 杏林書院 昭和51年 47頁
大谷要三：近代スポーツの歴史 ぎょうせい 平成2年 25—26頁
宇都宮城内広場において茨城尋常中学校（明治32年から水戸中学）対栃木尋常中学校（明治32年から宇都宮中学）の第一回野球試合はおおよそ31—15で茨城の勝ち。（10月27日）

第五高等学校対山口高等学校（従来の山口中学校）の野球試合が福岡で行われ、22—2で五高が勝つ。（4月4日）

- 14) 日本体育協会監修：スポーツ大事典 大修館 昭和62年 1259頁
大谷要三：前掲書 31頁
第一回東海連合中等学校野球（愛知一中グラウンド）は浜松中学校が優勝。（9月4、5日）
- 16) 武田千代三郎：理論実験 競技運動 博文館 明治37年 597—598頁
- 16) 武田千代三郎：前掲書 594—595頁
- 17) 渡辺融：ルールを通してみた明治期日本における野球理解 体育学紀要 第17号 東京大学教養部体育研究室 昭和58年
渡辺は、明治16年から明治33年までの日本で出版された主要な野球文献とアメリカでのルールの比較を詳細に試みたくうで、一つの結論として「日本で出された文献の中でアメリカの野球ルールに対して理解が深く、また他に対する影響力も大きかったと思われるのは、第1期（明治16—20年）においては、田中、坪井の『戸外遊戯法』であり、第2期（明治28—33年）においては中馬の『野球』、高橋雄次郎の『野球叢談』である。」としている。（同論文 24頁）
- 18) 進藤孝三：前掲書（第24号 昭和9年6月号 13頁）、秋田県教育会編：秋田県体育史（秋田教育 No.75 昭和6年1月号 26頁）、秋田県師範学校編：師範学校 創立60年（昭和8年 627頁）に記述があるが年号、名称に差異がみられる。が、本稿では当時の秋田魁新聞（明治33年6月21日付け）を参考にして記載する。
- 19) 武田千代三郎（1867～1932）東京帝国大学法学部出身。学生時代にはストレンジと交友を持ち、その運動観は「ストレンジの後継者としての役割」（木下秀明：日本体育史研究序説 不味堂 昭和46年 234頁）をはたすように『理論実験 競技運動』（明治37年）をはじめ『身心鍛練少年競技運動』『運動競士協会憲章類纂』『学生運動取締論』を著し、地方長官等を歴任の後教育界にはいる。さらに大正2年から10年まで大日本体育協会副会長。秋田県知事時代（任期は明治32年4月7日～同35年2月7日）には、教育、体育・スポーツに特に熱心に取り組み、着任早々、私立秋田県教育会（明治35年に秋田県教育会、財団法人に改組）に対して「天下の利となる事業に従事」するよう積極的な活動を促し、野球、陸上、ボート、音楽などを奨励した。明治33年には秋田中学専属の野球場として榎山グラウンドができ、東京帝大から古端艇4隻購入し秋田中学、秋田師範に交付、35年

には本庄中学にボート部創設を提唱。また34年には、秋田県立秋田高等女学校（後の秋田北高）を開設している。

- 20) 秋田県教育会編：秋田県体育史 秋田教育 No.75 昭和6年1月号 26頁 秋田県教育会編となっているが、文章のはじめに「桜田鐵之助君専ら執筆せられ、各種の資料に基き備さに苦心を経て脱稿したものであります。」（No.74 昭和5年12月号 5頁）との一文が載せられている。
秋田県師範学校編：師範学校 創立60年 昭和8年 627頁 には、「明治32年6月26日 本校対南檜岡小学校職員との野球試合を秋田市公園二ノ丸にて行った、52対20で本校勝利を得た」との記述もあるが、ここでは上記の文献によった。
- 21) 『秋高百年史』編纂委員会編：秋高百年史 昭和48年 76頁
- 22) 秋田県師範学校編：前掲書 627—628頁
- 23) 両校の野球試合の詳細な経過が、秋田魁新報（明治34年8月7日から8月11日）に連載されている。15対14で青森の勝利で、記事を書いた「傍観人」によれば「青生は投球と走者においてはたしかに一歩進めて居るとされど受球に至りては秋生が少しくまさって居る用に見受けられたり。其の豪放果断機敏なる点においてもまた青生の長とすところである元来野球においては慎重煩慮たらんよりは豪放果断を可とするものである。」と勝敗の差を述べている。が、勝敗よりも野球の教育的効果を強調している。
翌年から中止になったことに対して、明治35年9月19日の同新聞で、桜田鐵之助は、「師範学校の野球選手に告ぐ」と題した一文を載せている。「嗚呼近来何ぞ師範学校野球の声の微なれや。（略）三戦三敗の跡空しく残りてついに報復の壮挙あるを聞かず（略）諸君たるもの奮然起ちて其の勝者と雄を争うの元気なかるべけんや、選手諸君の感果たして如何、敢えて告ぐ」と励ましとも、「挑戦公開状」とも受け取れる内容である。これに対して師範は、同年10月交友会誌（第19号）で返書を表して「何れ県内各中学の試合の申込には必ず応じて辞せない積りである」としている。（秋田県師範学校編：前掲書 628頁）
- 24) 秋田県教育会編：秋田県体育史 秋田教育 No.75 昭和6年1月号 26頁
- 25) 秋田県教育会編：前掲書 27頁
進藤孝三：前掲書 No.25 昭和9年7月号 14頁
- 26) 秋田魁新報 明治33年6月19日
- 27) 進藤孝三：前掲書 14頁
秋田魁新報 明治33年6月21日付けには、チャレンジカップ（銀製にておよそ20余円）であり、

- 20日までの寄付の申込者の氏名、県会議長榊田青兵衛、議員進藤繁吉、三浦盛徳、郡長中田直哉、師範学校長保田詮次郎、馬上孝太郎等38名が掲載されている。カップは国産の純銀製で、高さは六寸七分、口径三寸二分五厘、図柄は双龍の球を争うものである。(武田千代三郎：前掲書 596頁)
- 28) 木下秀明：スポーツの近代日本史 47頁
木下秀明：日本体育史研究序説 232頁
- 29) 秋田魁新報 明治33年6月21日
- 30) 武田千代三郎：前掲書 593頁
- 31) 武田千代三郎：前掲書 594—596頁
武田は同じ所でカップは銀製で50円程であるけれども、一個あれば数年は利用できるから、その時々賞品を与えるよりも経済的でありまた「品格趣味に富ん」でいると、本音とも言えることも述べている。
結局秋田県の場合には、16回の大会が行われているが、連続五回優勝したチームはせず、その後カップの行方も不明となっている。
- 32) 進藤孝三：前掲書 No.26 昭和9年8月号 13頁
- 33) チャレンジカップ大会は、明治41年中止になった後、大正6年に復活しクラブチーム同士の試合となり、大正10年からはトーナメント形式の全県実業野球大会となっている。(秋田毎日新聞 大正6年6月17, 18日付け)
大会復活第1回大会、大正6年6月16日、栖山運動場にて北光倶楽部(10—7)ライオン倶楽部(秋田魁新報 大正6年6月18日付け)
第2回大会、大正6年7月1日、鉾山専門学校運動場にて秋田倶楽部(10—1)(秋田魁新報 大正6年7月3日付け)
- 34) 秋田魁新報 明治34年 11月14, 15日
- 35) 秋田魁新報 明治35年10月3日, 4日, 12日, 14日, 15日, 16日
4日付けには「観者は、岡見連隊長、杉山書記官、三橋視学官などの外各学校生徒数千名にて、両校選手の生還する毎に雷の如き鳴来四方より起こりていと壮快にてありき」とあり、12日付けから4回にわたり詳細な試合展開が記載されていて関心の高さが読みとれる。
- 36) 『秋高百年史』編纂委員会編：秋高百年史 昭和48年 77頁
- 37) 秋田魁新報 明治36年6月26日付けの記事では、審判の判定に対する態度の差が勝敗を分けたとしている。決勝点も審判の「サードベース、アウト」の宣告に、横手の選手の抗議により判定が翻って、その後の「パスボール」「ワンベース」によるもので、勝敗が決まった後でも、満場の同情は秋田中学の態度に注がれたとある。
- 38) 秋田魁新報 明治36年6月27日
- 39) 大館中学は京都大学選手馬淵氏、横手中学は第一高等学校選手黒田氏、秋田中学は東京大学選手守山氏である。(秋田魁新報 明治36年9月16日, 22日付け)
- 40) 秋田魁新報 明治37年9月27日
- 41) 進藤孝三：前掲書 No.34 昭和10年4月号 15頁
秋田毎日新聞 大正6年6月18日
- 42) 秋田魁新報 明治39年10月15日
- 43) 秋田魁新報 明治40年10月25日
- 44) 秋田毎日新聞 大正6年6月18日
- 45) 秋田魁新報 明治42年10月19日
- 46) 秋田魁新報 明治36年6月26日
- 47) 秋田魁新報 明治36年6月27日
- 48) 大館中学校の野球の技術ではなく「卑劣なる方略」を講じて勝利しようとする態度は、これは一昨年来秋した青森師範を見るように青森、弘前の野球である。この蛮の選手たちと常に試合を行っていた大館中学は、この蛮の行動を方略として訓致されたのであろうが「実に非常なる不快を感じしめぬ」。(秋田魁新報 明治36年6月27日付け)
- 49) 秋田県に教育界の重鎮を以て目せられしかも予輩の敬愛する某先生」とあるが、これは明らかに横手中学校の桜田鐵之助を指していると思われる。
- 50) 秋田魁新報 明治36年9月16日
- 51) このように述べたのは京都大学の選手鶴見鎮で、鉄道工事研究のため数週間秋田に滞在した際に中学生や秋田師範生に野球を指導した。(秋田魁新報 明治36年9月22日付け)
- 52) 秋田魁新報 明治36年9月22日
- 53) 秋田魁新報 明治36年9月23日
- 54) 秋田魁新報 明治36年9月27日
- 55) 秋田魁新報 明治36年9月28日
- 56) 日本体育協会監修：スポーツ大事典 大修館 昭和62年 1259頁
- 57) 岸野雄三、竹之下休蔵：近代日本学校体育史 日本図書センター 昭和58年 84頁
- 58) 木村吉次：いわゆる「野球害毒論」の一考(中京体育学論叢 3号 1962年)、秦真人、加賀秀雄：「野球害毒論争」(1911年)の実相に関する実証的検討(総合保健体育科学第13巻 1号 1990年) 参照
- 59) 木村吉次：前掲書 107頁
- 60) 秋田県教育委員会編：秋田県教育史 第五巻 通史編一 第一法規 昭和60年 515頁
- 61) 秋田県教育会：秋田県教育会雑誌 第206号 明治41年11月 57頁

- 62) 秋田県教育会：前掲書 第215号 明治42年 8月 48年 78頁
- 63) 秋田県教育会：前掲書 第206, 209, 213, 214, 219号
- 64) 明治44年1月24日には、八郎潟にて氷上大運動会開催されている。明治45年2月、秋田県訓令にて、「スキー及び相撲奨励」を行っている。「スキーは元東洋に於いて発達を見さりしも夙に瑞典諾威を始め英米諸国に行われ体力の鍛練に娯楽に交通に軍事に活用して其の利益を得たること少なからず近来我陸軍に於いても其の極めて雪国に必要な…」、柔剣道は一般には「励行すること能はさるの実況」の場合は相撲を奨励…。(秋田県教育会：前掲書 第245号 18頁)
- 65) 秋田県教育委員会編：秋田県教育史 第二巻 資料 昭和57年 163—166頁
- 66) 秋田魁新報 明治42年10月19日
- 67) 『秋高百年史』編纂委員会：秋高百年史 昭和48年 131頁
- 68) 秋田魁新報 明治43年8月14日
- 69) 『秋高百年史』編纂委員会：前掲書 116頁
- 70) 東京朝日新聞 明治44年8月30日
- 71) 秋田県教育委員会：秋田県教育史 第二巻 資料編二 166頁
- 72) 秋田県師範学校編：創立六十年 昭和8年 629頁
- 73) 『秋高百年史』編纂委員会：秋高百年史 昭和48年 78頁
- 74) 秋田魁新報 明治45年6月15日
- 75) 秋田魁新報 明治45年10月21日
- 76) 武田千代三郎はストレンジが「競技に尊ぶ所は極力相闘ふて憾を遺すなきに在り、成敗の如は意に介するに足らず」、「運動の奥義は情意の鍛練にあり、筋骨を錬磨するが如は抑々末なり」と述べたことを受け継いで、「競技道」こそが最重要の課題としている。(理論実験 競技運動 明治37年 2頁, 604頁)
- 77) しかし武田は四年後の著書(前掲書 613頁)で、学生の運動についてふれ「如何に趣味あり利益ある運動でも、之に熟する極めて多くの時間を要するものは、学に忠ならんと欲するものの運動には不適當」でありこの点で「ベースボールなどは考へ物である。現に此の技に耽りて落第する学生は全国に少なくない。」と述べアメリカの例をあげながら「心ある人は余り奨励しない様である。」とまで言いつでに具体化してきた野球の弊害に対して学生は「学業の余芸として習熟し得る程度」で満足すべきでそれ以上運動に熱中するのは学生の本分を忘れたものと言わざるを得ないと指摘している。
- 78) 静岡中学では、青山学院との練習試合が中止されたことを契機に同盟休校が起こり、結局規制を緩和しなければならなかった。(日本体育協会監修：スポーツ大事典 1089頁)